

川西市放課後児童健全育成事業
開設・運営の手引き



令和5年4月（一部改正）

川西市教育委員会

目次

1. はじめに.....	1
2. 放課後児童健全育成事業の概要について.....	1
3. 川西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例について.....	1
(1) 事業の対象児童及び事業の目的	1
(2) 事業者等について	1
(3) 職員	2
(4) 定員	3
(5) 開所時間及び日数	3
(6) 設備の基準.....	3
(7) 保護者との連絡	4
(8) 関係機関との連携	4
(9) 児童の送迎	4
(10) 非常災害対策	4
(11) 事業の対象児童及び事業の目的	5
(12) 衛生管理	5
(13) 運営規程	5
(14) 指導方針	6
(15) 帳簿	6
(16) 職員の知識及び技能の向上等	6
(17) 苦情への対応	6
(18) 秘密保持等	6
(19) 評価・改善及び結果の公表	6
4. 届出義務について.....	6
5. 市の関与.....	7
6. 補助制度について.....	7

1. はじめに

近年、女性の社会進出や共働き家庭の増加に伴い、児童にとって放課後の安全な生活場所として放課後児童健全育成事業へのニーズが高まっており、いわゆる「ワークライフバランス」を実現し、仕事と子育てを両立させるためにも、本事業の役割はますます重要なものとなっています。

川西市ではこれまで、小学校敷地内の専用施設等において「留守家庭児童育成クラブ（以下「育成クラブ」という。）」という名称で放課後児童健全育成事業を実施していますが、近年、入所申請者は増加傾向にあり、待機児童も発生している状況にあります。

こうした中で、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に施行され、市町村が放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとなり、また、当該基準に適合する事業者が、市町村への事前の届出を経て、事業を実施することとなりました。

この手引きは、放課後児童健全育成事業の開設・運営について記載したものです。

2. 放課後児童健全育成事業の概要について

放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法第6条の3第2項に規定された事業で、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。事業内容は概ね次のとおりです。

- ・ 児童の健康管理、安全確保、情緒の安定
- ・ 遊びの活動への意欲と態度の形成
- ・ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- ・ 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- ・ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- ・ その他児童の健全育成上必要な活動

3. 川西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例について

川西市において、放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を開始・運営する場合、川西市が条例で定めた基準を遵守しなければなりません。基準については、以下の通りとなります。

(1) 事業の対象児童及び事業の目的

事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

(2) 事業者等について

事業を行う者（以下「事業者」という。）又は事業を行う場所（以下「事業所」という。）の長は次の要件を備えるものであること。

- ア 事業者は最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
- イ 事業者は最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
- ウ 事業者は、児童の人権に配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- エ 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- オ 事業者及び当該事業所の長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び川西市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。
- カ 事業者は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。
- キ 事業者は、児童の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(3) 職員

- ア 事業所ごとに放課後児童支援員（※1）を置かなければならない。

※1 放課後児童支援員とは、①～⑥のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものをいう。

- ① 保育士の資格を有する者
- ② 社会福祉士の資格を有する者
- ③ 学校教育法の規定による高等学校卒業業者等（※2）であって、2年以上児童福祉事業に従事した者
- ④ 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- ⑤ 学校教育法の規定による大学、大学院若しくは外国の大学において、必要な課程（※3）を修めて卒業した者若しくは大学において、必要な課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- ⑥ 高等学校卒業業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

※2 高校卒業業者等…学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者

※3 必要な課程…社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程

イ 放課後児童支援員の数は、支援の単位（※4）ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（※5）をもってこれに代えることができる。

※4 支援の単位とは、事業における支援で、その提供が同時に一又は複数の児童に対して一体的に行われるものをいう。

※5 放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助するものをいう。（特に、資格要件などについての定めはない。）

ウ 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、児童が20人未満の事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の児童の支援に支障がない場合は、この限りでない。

エ 傷病者に対する応急手当等に関する講習で市長が指定するものを修了した者（当該講習を受けた日から2年を経過しない者に限る。）を当該事業所に常時配置するよう努めるものとする。

オ その他

- ・ 職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。
- ・ 職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。
- ・ 職員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(4) 定員

一の支援の単位を構成する児童の数は、10人以上40人以下とする。

(5) 開所時間及び日数

次に掲げる開設時間以上の時間及び日数を開設すること。

ア 長期休業中・代休日（イを除く。）

午前8時～午後5時

イ 土曜日午前8時～午後5時

ウ ア及びイ以外の日午後1時15分～午後5時

※ 「土曜日」以外は、延長育成利用により午後7時以降を基本とする。

(6) 設備の基準

ア 事業所には遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等（以下「設備等」という。）を備えなければならない。

イ 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。

ウ 専用区画及び設備等は事業所を開所している時間帯を通じて専ら事業の用に供するものでなければならない。ただし、児童の支援に支障がない場合はこの限りでない。

エ 専用区画及び設備等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

オ 事業所の構造設備は、採光、換気等児童の保健衛生及び児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(7) 保護者との連絡

事業者は、常に児童の保護者と密接な連絡をとり、当該児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(8) 関係機関との連携

ア 事業者は、川西市、児童福祉施設、児童の通学する小学校等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

イ 事業者は、日常的に関係行政機関、医療機関等と相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うことにより、児童等が安心して当該事業を利用することができる体制の確保に努めなければならない。

(9) 児童の通所の安全対策

ア 学校授業終了後、学校から育成クラブ室までの間、指導員による引率やバスまたはワゴン車等による送迎により、児童の安全を確保すること。

ウ 各小学校の下校時間や行事予定等を把握するため、学校と十分、連絡・調整を図り、円滑な送迎業務ができるように努めること。

エ お迎え時の集合場所や時間は、あらかじめ保護者及び児童に周知すること。

オ 学校を欠席するとき、所用によりクラブを利用しない場合など、あらかじめ保護者から、利用予定を確認するように努めること。

(10) 非常災害対策

事業者は、非常災害が発生した場合に的確に対応するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

ア 消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けること。

イ 非常災害が発生した場合の対応に関する具体的な指針を定め、及び当該場合における関係機関への連絡体制を整備すること。

ウ 定期的に、アの指針及び関係機関への連絡体制を当該事業所の職員及び当該事業の児童又はその家族に周知すること。

エ 非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回、避難、救出等に関する訓練を行うこと。

(11) 事故発生時の対応

ア 事業者は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 事故が発生した場合の対応、事故の発生又は再発の防止等に関する指針を定めること。
- ② 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実が当該事業所の長に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該事業所の職員に周知される体制を整備すること。
- ③ 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及び当該事業所の職員に対して研修を行うこと。

イ 事業者は、児童に対する処遇により事故が発生したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 速やかに、当該事故の発生の事実を川西市長等に報告すること。
- ② 当該事故の状況及びその発生後に講じた措置について記録すること。
- ③ 当該事故が事業者の責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、当該入所者に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。

(12) 衛生管理

ア 事業者は、児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

イ 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

ウ 事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(13) 運営規程

ア 事業者は、事業所ごとに次の事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 職員の職種、員数及び職務の内容
- ③ 開所している日及び時間
- ④ 支援の内容及び当該支援の提供につき児童の保護者が支払うべき額
- ⑤ 利用定員
- ⑥ 通常の事業の実施地域
- ⑦ 事業の利用に当たっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑪ その他事業の運営に関する重要事項

(14) 指導指針

事業者は、子どもの発達段階に応じた指導方針を作成し、その方針に基づいた事業を実施することとする。

(15) 帳簿

職員、財産、収支及び児童の処遇の状態を明らかにする帳簿を整備しなければならない。

(16) 職員の知識及び技能の向上等

ア 事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

イ 事業者は、研修実施計画を事業所の職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該職員の計画的な育成に努めるものとする。

(17) 苦情への対応

ア 事業者は、その行った支援に関する児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

イ 事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(18) 秘密保持等

ア 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

イ 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(19) 評価・改善及び結果の公表

ア 事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。

イ 事業者は、評価の結果を公表するよう努めなければならない。

4. 届出義務について

児童福祉法では、国・都道府県及び市町村以外の者が、放課後児童健全育成事業を開始するときなどに、市町村への届出義務が規定されています。したがって、以下の場合には、必ず川西市に届出をする必要があります。

(1) 川西市の市域において事業を開始するとき…必ず事前に川西市に届出する必要があります。

(2) (1)の届出に変更が生じたとき…変更の日から1か月以内に川西市に届出する必要があります。

(3) (1)の事業を廃止又は休止するとき…必ず事前に川西市に届出する必要があります。

※ 届出の必要書類等の詳細については市HPを参照してください。

5. 市の関与

児童福祉法には、放課後児童健全育成事業を行う者に対する市の関与として、次の事項が定められています。

- (1) 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- (2) 市町村は、放課後児童健全育成事業が設備及び運営の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
- (3) 市町村は、放課後児童健全育成事業を行う者が、児童福祉法若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

6. 補助制度について

本市域において、放課後児童健全育成事業を実施する事業者に対し、運営費に係る補助金を交付する制度があります。詳細については、川西市教育委員会事務局 教育推進部 入園所相談課まで、お問い合わせください。

【お問い合わせ】

川西市教育委員会事務局 教育推進部 入園所相談課

〒666-8501

川西市中央町1-2-1 川西市役所3階⑦番窓口

Tel：072-740-1215

Fax：072-740-1339